

大阪市に対する行政財産の一時使用許可の不許可への取消しと許可の義務付け事案

(大阪地裁第2民事部、事件番号平成26年(行ウ)第127号、同第203号)。

大阪市は区民ホールを建てるために原告の所有倉庫を他区に土地建物を用意して移転してもらい、毎年移転先の土地建物の使用許可を繰り返し、ホール完成後、相互に土地建物を交換する約束をしていたが、これまでのことを全て覆す市長の登場で、市は以後、使用許可もせず、交換もしないと表明したので提訴。請求の趣旨は次の通り。

(主位的請求)

- 1 大阪市長が平成26年2月26日付大環境施第229号で原告に対してした大阪市環境局管理の行政財産の使用不許可処分を取り消す。
- 2 大阪市長は、原告に対し、別紙2物件目録記載1の行政財産の使用許可処分をせよ。

(予備的請求)

原告が、被告に対し、別紙2物件目録1記載1の土地建物を同目録記載2の土地建物と適正な精算の上で交換する旨の契約を締結するよう請

求する権利を有することを確認する。

和解の大要は次の通り

- 1 原告は被告に対し、解決金として429万1768円の支払義務あることを認める。
- 2 原告は、前項に定める429万1768円を、本日、本和解の席上、被告に対し現金で提供し、被告は、同現金を受領した。
- 3 本和解の成立をもって、原告と被告とは、被告所有の別紙1物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物と、原告所有の同目録3の土地及び同目録記載4の建物を交換する。
- 4 現状有姿条項
- 5、6 登記手続条項
- 7 以下略